

○総務省令第四十六号

電波法（昭和二十五年法律第三百一十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年七月十四日

総務大臣臨時代理

国務大臣 二之湯 智

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（令和三年総務省令第三百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
<p>附則 「155 略」</p> <p>6 この省令の施行の際現に特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第二条第一項第十一号の十九から第十一号の十九の三まで、第十一号の三十、第十一号の三十二、第十一号の三十四、第五十四号又は第五十四号の六のいずれかに規定する陸上移動局の無線設備として工事設計認証を受けた陸上移動局の特定無線設備（この省令の施行前に当該特定無線設備に係る工事設計認証の求めがあり、施行後に当該特定無線設備に係る工事設計認証を受けたものを含む。以下「既認証取得特定無線設備」という。）と、この省令による改正後の証明規則第二条第一項第十一号の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備（二、三三〇MHzを超え二、三七〇MHz以下の周波数のみを使用するものに限る。以下「改正対象特定無線設備」という。）とが従前より一の無線設備を構成し、当該一の無線設備を構成する特定無線設備がこの省令による改正前又は改正後の証明規則第二条第一項第十一号の二十一に規定する陸上移動局の特定無線設備として工事設計認証を受けていない場合において、改正対象特定無線設備に係る工事設計認証を行ったときは、当該一の無線設備を構成する特定無線設備の変更の工事を伴わず、かつ、改正対象特定無線設備以外の特定無線設備の工事設計認証を伴わないときに限り、既認証取得特定無線設備の工事設計認証に係る工事設計認証番号を改正対象特定無線設備の工事設計認証に係る工事設計認証番号とすることができる。この場合において、当該工事設計認証番号に係る表示が付された既認証取得特定無線設備と一の無線設備を構成する改正対象特定無線設備については、その工事設計認証に係る表示が付されたものとみなす。</p> <p>備考 表中の「1」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>附則 「155 同上」 「新設」</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。